



平成27年5月15日

各 位

会社名 三菱化工機株式会社
代表者名 取締役社長 高木 紀一
(コード番号 6331、東証第一部)
問合せ先 総務人事部長 田中 利一
(TEL. 044-333-5354)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第91回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社及び当社子会社の事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第24条(取締役の責任免除)第2項及び現行定款第30条(監査役の責任免除)第2項の一部を変更するものであります。
なお、現行定款第24条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、補欠監査役の選任決議の有効期間に関する規定である現行定款第27条第3項の根拠条文の項数が変更となりましたので、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ～3. (条文省略) (新 設) (新 設) 4. (条文省略) 5. 土木、建築、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、機械器具設置、水道施設、清掃施設等の各工事に関する設計、監理及び施工 6. ～13. (条文省略) (新 設) 14. (条文省略) 15. (条文省略)	(目的) 第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ～3. (現行どおり) 4. <u>照明器具の製造、修理及び販売</u> 5. <u>各種高圧ガスの製造及び販売</u> 6. (現行どおり) 7. 土木、建築、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、機械器具設置、水道施設、清掃施設、 <u>とび・土工、塗装等の各工事に関する設計、監理及び施工</u> 8. ～15. (現行どおり) 16. <u>発電及び売電に関する業務</u> 17. (現行どおり) 18. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第24条 (第1項 条文省略) 本会社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の数) 第25条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任) 第26条 (条文省略)</p> <p>(監査役の任期) 第27条 (第1項及び第2項 条文省略) 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (第4項 条文省略)</p> <p>(常勤監査役) 第28条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の招集) 第29条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第30条 (第1項 条文省略) 本会社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第24条 (第1項 現行どおり) 本会社は会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の数) 第25条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の任期) 第27条 (第1項及び第2項 現行どおり) 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (第4項 現行どおり)</p> <p>(常勤監査役) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第30条 (第1項 現行どおり) 本会社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日(金曜日)

定款変更の効力発生日 平成27年6月26日(金曜日)

以 上